

グループホームカリヨンの郷「新千秋」運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人カリヨン福祉会（以下「法人」という。）が設置するグループホームカリヨンの郷「新千秋」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、心身の特性を踏まえて、少人数の家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、心身の特性を踏まえて、少人数の家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上に努める。

3 事業の実施にあつては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 事業の実施にあつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームカリヨンの郷「新千秋」
- (2) 所在地 愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西 33 番

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 2名（常勤兼務2名、計画作成担当者と兼務1名、介護職員と兼務1名）
管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して厳守すべき事項について指揮・命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤兼務2名、管理者と兼務1名、介護職員と兼務1名）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。
- (3) 介護職員 15名（ユニット1は常勤専従4名、非常勤専従2名、管理者と兼務1名、計画作成担当者と兼務1名 ユニット2は常勤専従5名、非常勤専従2名）
介護職員は、運営の方針・介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名（2ユニット）とする。

(定員の厳守)

第6条 災害時等緊急やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

(介護計画)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際

には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議のうえ、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した介護計画を個別に作成する。

- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。
- 4 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者又はその家族に交付する。
- 5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 7 介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 家賃は、1ヶ月につき54,000円を徴収する。
 - (2) 食材料費は、1ヶ月につき43,000円を徴収する。
 - (3) 教養娯楽費は、1ヶ月につき3,000円を徴収する。
 - (4) 管理費(エレベーター保守点検代、水道・光熱費等)は、1ヶ月につき14,000円を徴収する。
 - (5) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 前各号の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)については記載した領収書を交付する。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に開始し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居一時金)

第10条 入居一時金(360,000円)は、入居前に法人の指定する銀行口座へ振込むものとする。

- 2 入居一時金は、建物減価償却として2年間で償却するものとする。
- 3 入居から2年以内の退居場合は、居室クリーニング代等として120,000円を控除したうえで、1ヶ月あたり10,000円を返金する。但し、退居日が月の途中であった場合は、その日数にかかわらず前月末日の退居扱いとする。

(受給資格等の確認)

第11条 サービスの提供を求められた場合には、その介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定及び要支援認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。
(入居にあたっての留意事項)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあたっては要支援状態)であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速や

かに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、故意又は過失によって事業所（設備及備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、現状に回復する責を負わなければならない。

- 2 損害賠償額は、利用者の収入及び事情を考慮して、減免することができる。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(入居者に関する保険者への通知)

第 15 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態及び要支援状態の程度を増進されたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(禁止行為)

第 16 条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑を掛けること。
- (2) 指定した場所以外で喫煙等を行うこと。
- (3) 共同生活の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を犯すこと。
- (5) 自室で動物を飼育すること。

(非常災害対策)

第 17 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年 2 回定期的に利用者及び従業者の防災訓練を行う。

(衛生管理等)

第 18 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(苦情処理)

第 19 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図るうえで重要な情報であると認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 6 若しくは法第 115 条の 15 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係

る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 20 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得る。

(秘密の保持)

第 21 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第 22 条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第 25 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について生活相談員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 26 条 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 事業所は、指定認知対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(雑 則)

第 27 条 この規定に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人カリヨン福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。